

医薬品の個人輸入は危険！～安物買いで健康失い～

手軽に購入できるようになった海外からの医薬品ですが、中には、粗悪品や偽物、安全性が確認できていない物も多く存在しています。

服用時に**重大な副作用**が出ても、医薬品副作用救済制度は適用されないことを理解してください。

医薬品のインターネット販売～身近にあります無許可店舗～

平成 26 年 6 月 12 日から、一般用医薬品（第 1 類・第 2 類・第 3 類）は全てネット販売が可能となりました。

しかし、ネットの中には**無許可店舗**や**専門家不在の店舗**も沢山あります。

信頼のおける薬局・薬店で直接購入するか、ネットで購入する場合も許可を得た薬局・薬店であることを確認してから購入しましょう。



ネット販売の許可を得た薬局・薬店を検索できます。



厚生労働省HP

「危険ドラッグ」など薬物関係の相談窓口・関連情報

●あやしいヤクブツ連絡ネット



電話：03-5542-1865

月～金（祝日を除く）9:30～16:00

あやしかったら
スグ通報！

●Web 上であやしいインターネットサイトの通報もできます。

あやしいヤクブツ連絡ネット

検索

●NPO 法人全国薬物依存症者家族会連合会

家族が薬物をやめられないで困っている。

薬家連

検索

危険ドラッグ、大麻、覚せい剤などの薬物に関することは1人で悩まず、スグに相談を！

●警察相談電話

電話：局番なし #9110

24 時間対応 高知県警察本部

●薬物銃器相談電話

電話：088-822-1074

高知県警察本部組織犯罪対策課

●こころのテレ相談

電話：088-823-0600

月～金（祝日を除く）13:00～15:00
高知県立精神保健福祉センター

●精神保健福祉センター

電話：088-821-4966

月～金（祝日を除く）8:30～17:15

●高知県医事薬務課（薬物相談電話）

電話：088-823-9797

月～金（祝日を除く）8:30～17:15

ダメ！ゼッタイ！
STOP! 危険ドラッグ 死
毒 安全 合法
苦 買わない！持たない！使わない！

危険ドラッグとは？

危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」、「アロマ」、「ハーブ」などと称し、目的を偽って販売されています。デザインされたパッケージからは危険な薬物に見えず、身体に影響がなく安全であるかのように誤解されていますが、大麻や麻薬、覚せい剤などの薬物と同じような成分が含まれており、**大変危険です！**



「ハーブ」と偽って販売



「アロマオイル」と偽って販売

(写真提供 / 厚生労働省)



「フレグランスパウダー」と偽って販売

危険ドラッグなどの薬物は、1回使っただけでも脳や体に大きなダメージを与えます。「1回だけなら大丈夫」では済まされません。危険ドラッグについての正しい知識を持ち、誘われても NO! とと言える勇気を持って、アブナイ薬物には手を出さないようにしましょう。

危険ドラッグの正体は？

一般に覚せい剤や大麻などの違法薬物とよく似た成分を含む製品です。乾燥させた植物の葉に、脳を刺激して興奮させる作用や幻覚・妄想を引き起こす作用のある化学物質を混ぜ込んだ製品のほか、粉末・液体状のものも流通しています。

どこが危険なのですか？



危険ドラッグには、大麻に似た作用を持つ「合成カンナビノイド」や、覚せい剤に似た作用を持つ「カチノン系」と呼ばれる物質を含むものが多くあります。

危険ドラッグを使用した場合の安全性は確認されていません。

摂取すると、中枢神経が薬物の影響を受け、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難など有害な作用を起こすことがあり死に至るケースもあります。

幻覚や妄想などの症状が回復せず、病院に入院するなどの健康被害も発生しています。

また、自らの健康だけでなく、重大な事件や交通事故など周囲の人を傷つけてしまう可能性もあります。



覚せい剤や大麻より害がないって本当ですか？

覚せい剤などの規制薬物はこれまでの研究から心身にどれだけ悪影響を及ぼすか分かっていますが、違法な危険ドラッグ密造者は法律による規制から逃れるため、化学構造を少し変えた類似物質を次々と作り出しています。

そのため、覚せい剤や大麻などより危険な成分が含まれていることもあります。また、同じ商品でも中身自体がすり変わっていることもあるため、体に及ぼす影響が分からず、大変危険です。



覚せい剤、大麻などももちろん危険！



1回だけなら大丈夫ですか？

危険ドラッグに限らず、覚せい剤・大麻も・・・



「1回だけなら、すぐ止められる自信がある！」と思ったら大間違いです。1度でも薬物を覚えてしまった脳は元には戻りません。安易な気持ちが一生涯を台無しにします。

持っているだけで犯罪になるって本当ですか？

平成26年4月1日から、それまで禁止されていた指定薬物※の輸入、製造、販売・授与に加え、所持や使用、購入、譲り受けについても禁止されています。

違反した場合は、**3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、または、これが同時に科せられることとなります。**

※精神毒性(幻覚、中枢神経系の興奮・抑制)があり、使用した場合、人体へ影響を与える恐れがある物質として指定されている薬物



「知らなかった！」では済まされない！

こんな誘い文句にだまされないで！



違法な薬物への誘い文句「だましの手口」にのらないで！



やせられるよ

嫌なことが忘れられるよ

仕事、勉強がはかどるよ

疲れが取れるよ

断る勇気を持とう！断り方を知っておこう！

◎友人や知人から誘われても・・・ハッキリ、キッパリ断ろう！

◎強引に誘われたら・・・とにかく、逃げよう！その場から離れよう！



「いない！」

「興味ない！」

「危険だからやめとく！」

「用事を思い出したから帰る」

「汽車の時間だから帰る」

